

オフィスタ・スタープロモーション 登録制度要綱 / 所属制度要綱

日本プランニング株式会社(オフィスタ)

制定 令和2年8月1日

(目的)

第1条 本制度は、日本プランニング株式会社が運営する「人材派遣会社オフィスタ」の一部署であるメディア事業部が管理する芸能プロダクション「オフィスタ・スタープロモーション」への登録等に関する要綱である。メディア事業部では芸能方面の業務受注とタレント人材の紹介等を主な業務として行うため、芸能などの方面での活動を希望する人材の確保及び希望者へ仕事情報の提供を目的として登録制度/所属制度を設ける。

(制度の名称)

第2条 本制度は、「オフィスタ・スタープロモーション 登録制度要綱/所属制度要綱」と称する。

(用語の定義)

第3条 本制度において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 オフィスタ 日本プランニング株式会社が運営する育児中女性を主とした事務職の人材派遣会社「オフィスタ」をいう。または「当社」ともいう。
- 二 メディア事業部 オフィスタの一部門であり、芸能方面への人材紹介やメディア製作受託事業を主とした部署である「メディア事業部」をいう。
- 三 スタープロモーション メディア事業部が管理・運営する芸能プロダクションである「オフィスタ・スタープロモーション」をいう。
- 四 タレント 女優・モデル・アナウンサー・司会・WEB 出演・コンパニオン・アーティスト・受付など主として公衆の面前での活動を業務とする芸能等を演ずる職に就く者の総称をいう。
- 五 登録 芸能方面への活動や業務に従事することを希望する者、または芸能方面の仕事情報の提供を希望する者が、スタープロモーションへ申請を行いその権利を有することを「登録」という。
- 六 登録者 スタープロモーションに承諾されて登録をした者をいう。
- 七 所属 登録者のうち、スタープロモーションの一員として管理されたりマネジメントを受けたり、タレント活動やプロモーション活動が行える権利のことを「所属」という。
- 八 所属タレント スタープロモーションに承諾され所属したタレントをいう。
- 九 お仕事メール便 登録者にメールで定期的に通達される芸能方面の仕事情報や求人情報をいう。または芸能お仕事メール便という。
- 十 人事管理部 オフィスタの一部門であり、事務職系への仕事紹介や人材紹介、人材派遣事業を主に活動する部署である「人事管理部」をいう。

登録制度要綱

(登録の対象者)

第4条 本制度の登録申請ができるのは以下の者とする。以下を満たす者であれば、原則誰でも登録の申請をすることができる。

- (1) メディア関連・芸能等関連の仕事へ長期的・短期的を問わず従事することを希望する者
- (2) メディア関連・芸能等関連の求人情報や仕事情報の入手を希望する者
- (3) メディア関連・芸能等関連の仕事の紹介や斡旋を希望する者
- (4) 厳密な定めはないが、おおむね15歳～45歳くらいまでの女性
- (5) オフィスタのブランドイメージである品性品格を有し、社会的な礼儀やルールを守れると自負できる者

(登録申請と一次選考審査及び仮登録)

第5条 登録申請はスタープロモーション公式ホームページから、所定の入力フォームに必要事項を記載して顔写真添付のうえWEBより送信する。登録申請は第4条を満たす者であれば原則誰でも申請できる。

<http://www.offista.com/star-pro/>

- (1) 登録申請後に当社内で一次選考審査を行うものとする。選考はスタープロモーション関係者及び担当者によって行われ、WEBからの登録申請内容並びに添付写真から書類選考を行う。求めているタレント人材ではないと判断し、仕事の紹介斡旋が困難またはその確率が低いと判断した場合、不合格とすることができる。審査には一定の期間を要し、審査通過者には仮登録通知をメールにて配信するものとする。

一次選考審査基準は、入力いただいたプロフィール内容からイメージ・雰囲気・キャラクター・この業界への熱意・品性品格を有しているかどうか等を判断します。添付写真から写真映り具合、その人の持つ雰囲気、好感度、ポーズ、演技力、将来性、作品イメージが合うかどうか等を審査します。その他に、連絡の取りやすさ・連絡レスポンスの速さ・協力性や協調性・気遣い気配り・フットワーク・人柄・コミュニケーション能力なども評点となる場合があります。これら総合判断により一定基準を満たしている方のみスタープロモーションの一次選考通過者とし仮登録させていただきます。

- (2) 一次選考審査を通過しなかった者には仮登録通知は発行しない。
- (3) 一次選考審査を通過しなかった者又は仮登録が失効した者の登録申請時に提出した本人情報に類する書類・写真・資料の返却はおこなわず、スタープロモーションにて責任破棄とする。
- (4) 申請において不備がある場合は、申請は受け付けられない又は却下される場合がある。
- (5) 申請者は不合格の場合であってもスタープロモーションに異議異存並びに不平不満を含む申し立てや問い合わせを行うことはできないものとする。なお、審査内容や選考結果に関

する申請者からの問い合わせには回答しない。

- (6) 例外として以下の者は申請を却下される場合がある。
- a) 過去に仮登録を受け、オーディションを受験せず正規登録に移行しなかった者
 - b) 過去に仮登録を受け、オーディションを受験したが正規登録に移行できなかった者
 - c) 過去に正規登録だったが当社を退社した者
 - d) 当社の登録者として不適切と判断された者
- (7) 例外として以下の者は一次審査を免除される場合がある。
- a) メディア事業部の長が一次審査の必要性がないと判断した者
 - b) メディア事業部が要請して登録を促した者
 - c) 業界での実績や知名度を考慮して一次審査が不要と判断された者

(オーディションと正規登録)

第6条 仮登録通知を受けた者は、正規登録者に移行するためのオーディションを受けることができる。

- (1) 審査には一定の期間を要し、オーディション審査通過者には合格通知をメールにて配信するものとする。オーディション審査に合格した者は正規登録者とみなし、以後「登録者」または「登録タレント」とする。

オーディション審査基準は、仮登録者の面接を兼ねて行う場合がある。本人確認、身元確認、プロフィールの真偽確認、写真との相違がないか、書類選考結果との整合等を確認する目的で実施する。タレントとして仕事を依頼したいという意欲を促進させるべきイメージ・雰囲気・キャラクターを有しているかどうかを審査します。写真映り具合、声質発声、その人の持つ雰囲気、笑顔・好感度、ポーズ、演技力、将来性、イメージ等の他に、一緒に働く裏方スタッフ等への協力性や協調性・気遣い気配り・人柄・コミュニケーション能力なども評点となる場合があります。なお、日程調整後の遅刻・欠席・キャンセルがあった場合は不合格とします。

- (2) 仮登録通知から14日間以内に正規登録に移行されなかった場合は原則、仮登録は失効する。
- (3) オーディションまたは面接を経て不合格となることがある。不合格者の仮登録は失効する。
- (3) 仮登録が失効した者の登録申請時に提出した本人情報に類する書類・写真・資料の返却はおこなわず、スタープロモーションにて責任破棄とする。
- (4) 不合格の場合であってもスタープロモーションに異議異存並びに不平不満を含む申し立てや問い合わせを行うことはできないものとする。なお、審査内容や選考結果に関する受験者からの問い合わせには回答しない。

(登録情報の管理)

第7条 登録者の情報や事項は厳重に取り扱うものとし、登録者本人の許可なく公開等は一切行わないものとする。個人情報の取り扱いなどについては当社の個人情報の取り扱い等（プライバシーポリシーより個人情報適性管理規程及び個人情報登録管理規程を参照）に準ずる。

（登録の際の芸名使用）

第8条 登録は本名でおこなうものとする。芸名の使用を希望する場合は、その旨を所定欄に記載することで対外的に本名が公開されることはないものとする。但し、スタープロモーション及びメディア事業部との連絡や、やり取りに際しては本名を使用して行うことがある。

（登録にかかる費用）

第9条 登録に費用負担は発生しないものとする。登録の維持に関しても費用負担は発生しないものとする。

（登録の有効期限）

第10条 登録の有効期限は原則定めないものとする。

（登録の削除）

第11条 登録者はいつでも登録を削除することができる。削除を希望する場合はスタープロモーション公式ホームページからWEBにておこなう。

<http://www.offista.com/star-pro/mailout.html>

但し、一度登録を削除した者は、再度スタープロモーションへの登録はできないものとする。また、削除処理には10日程度かかる場合があり、且つ外部委託サーバー上の登録者の個人情報については削除を行わないこともできるものとする（原則、当社の個人情報登録管理規程に準ずる）。

なお、登録時に提出した本人情報に類する書類・写真・資料の返却はおこなわず、スタープロモーションにて責任破棄とする。

また、登録削除前にスタープロモーションが関与して撮影・収録・録音等が行われた作品や収録物等の著作権をスタープロモーションが所有している場合は、出演者本人が登録削除後も使用・利用・販売・売却する権利を有する。但し、収録時に公開・公表を行わない又は制限がかけられる旨の取り決めがなされている場合は登録削除後もこれに準ずるものとする。

（登録事項の変更）

第12条 登録者は、登録事項で連絡に関する事項に変更が生じた場合はスタープロモーションまたはメディア事業部へ変更内容をすみやかに報告しなければならない。報告は所定の手続きにて行う。

(登録者が得られる権利)

第13条 登録者に限定して以下の権利が得られるものとする。

- (1) メディア関連・芸能等関連の仕事を希望する者としてスタープロモーションに記録される。
- (2) メディア関連・芸能等関連の仕事情報や求人情報がメールにて通知される（通称「芸能お仕事メール便」という）。
- (3) メディア関連・芸能等関連の仕事の紹介や斡旋を受けることができる。
- (4) メディア関連・芸能等関連を取り扱う事業所からのスカウトや斡旋を受けることができる。
- (5) メディア事業部が公開する芸能方面の仕事（又はオーディション）へエントリーすることができる。
- (6) 活動の成果や能力・素質・熱意等が評価された場合、スタープロモーションの所属タレントになることができる。
- (7) その他、芸能方面に関する登録者にのみ提供する事項。

(スタープロモーションへの記録)

第14条 前13条(1)により、登録者は芸能方面の仕事を希望する者としてスタープロモーションに情報が記録され、メディア関連・芸能関連の仕事紹介や仕事斡旋の際に記録情報を元に人選される場合がある。

(仕事情報の提供)

第15条 前13条(2)の「芸能お仕事メール便」とは原則、登録者にのみ提供する情報物とする。

- (1) 登録申請時に入力したメールアドレスに「芸能お仕事メール便」は配信される。配信されるのは不定期だが、1日に最大1件までしか配信しないものとする。配信は一斉配信やランダム配信、該当者にのみ配信など都度異なるがその配信方法は公開しないものとする。
- (2) 同メール便で通知される業務内容は以下を含むものとする。
 - a) 芸能等のメディアに関連する業務の「出演」に関する仕事情報
 - b) 芸能等のメディアに関連する業務の「制作・製作」に関する仕事情報（カメラマン・編集・AD・脚本家・演出・監督・照明・作詞作曲・絵コンテなど）
 - c) その他、メディアや芸能に「関連」する仕事情報全般
 - d) または上記にかかるオーディション情報
- (3) 以下の場合には同メール便は届かないが、各自の確認事項であるとしてスタープロモーション及びメディア事業部ではその責を負わないものとする。
 - a) 登録申請時にメールアドレスの入力が誤っている。
 - b) 登録申請時に別のPCなどのメールアドレスを登録した。
 - c) 自動でスパムボックスに振り分けられている。

- d) 知らないアドレスからの着信は拒否設定している。
- e) パソコンから発信されたメールや添付付きメールは着信拒否設定にしている。
- f) その他、スタープロモーションの責によらない受信ミスや配信エラー等

(4)同メール便で提供された仕事に応募（エントリー）希望者は、氏名を記入のうえメール返信することでエントリーは完了できる。以降のやりとりはスタープロモーション担当者と連絡し適宜行うものとする。

（仕事の紹介や斡旋）

第16条 前13条(3)(4)により、登録者はメディア関連・芸能関連の仕事の紹介や斡旋を受けたり、メディア関連・芸能等関連を取り扱う事業所からのスカウトや斡旋を受けることができる。但し、登録者が必ず紹介・スカウト・斡旋を受けられるという保証をするものではない。業務内容の詳細やギャランティ等の交渉はスタープロモーション担当者の指示に従って行うものとする。

（仕事への応募）

第17条 前13条(5)により、登録者はスタープロモーションが公開するメディア芸能関連の仕事（又はオーディション）へエントリーすることができる。原則、登録者でなければ応募及びエントリーは受け付けない。応募後の審査や選考は厳正適正に行われるが、スタープロモーションの所属タレントが同時に応募した場合は、登録者より所属タレントが優先される場合がある。

（登録者のマネジメント）

第18条 登録とは、仕事情報や求人情報の保証、業務依頼や斡旋の確約、登録者のマネジメント、登録者とのビジネス関係の成約といった業務上の関係性は有しないものとする。

（登録の拒否・抹消）

第19条 登録前後に求めるタレント人材ではないと判断したときや、以下のような行為が認められスタープロモーションにとって不利益な登録者と判断されたときは、登録審査による不合格、登録の拒否または削除・抹消を行う場合がある。登録抹消の手続きは前11条「登録の削除」による個人情報登録管理規程同様とし予告なく行うことができるものとする。削除・抹消の際に本人へその旨の通知や報告・連絡は行わないものとする。なお、登録拒否または削除・抹消された登録者は、当社に対し異議申し立てはできないものとする。

- (1) 品性品格を欠いている場合
- (2) ルール違反やマナー違反があった場合
- (3) 礼儀や礼節が欠如している場合

- (4) 犯罪行為など悪質な行為が判明または発覚した場合
- (5) 不適正者として当社にイメージダウンや不利益になる場合
- (6) 連絡不通・音信不通で登録していても今後やり取りができないと判断した場合
- (7) 仕事紹介等に関して応募や反応がなく芸能に関する活動意欲がないと判断した場合
- (8) 求めているタレント人材ではないと判断し、仕事の紹介斡旋が困難またはその確率が低いと判断した場合
- (9) 激しいクレーマーであると当社が判断した場合
- (10) 当社への誹謗中傷を行いイメージ失墜させる行為をした場合
- (11) 一度登録して自ら登録を削除した履歴がある場合
- (12) 一度登録して当社の判断で登録を抹消または拒否された履歴がある場合
- (13) 暴力団関係等に所属している、又は所属している親族がいる場合
- (14) 正当な理由が無く本制度要綱に反した行為をした場合、又は本制度の趣旨に反する不誠実な行為を行ったとメディア事業部の長が認めた場合。
- (15) 仕事の受注後またはオーディションや面接日程調整後に許可なく遅刻・欠席・途中放棄・キャンセル等をして業務上の損害を発生させた場合。
- (16) その他当社が登録の削除又は抹消すべきと判断した場合。

(クレーム等の問い合わせ対応)

第20条 メディア事業部及びスタープロモーションの活動・言動・判断・選択・決定・理念・方向性などに対してクレームや異議異存並びに不平不満を含む申し立てや問い合わせを行うことはできないものとする。メディア事業部担当者がこれらの類であると判断した場合、それら電話・メール・FAX・手紙等への対応または返信や回答は行わないものとし、同時に前条(1)・(8)・(9)等により予告なく登録を抹消する場合がある。

(メディア事業部と人事管理部の関連性)

第21条 オフィスタの事務職の仕事紹介・斡旋を専門に行う人事管理部は、メディア事業部とは業務上の連携はないものとし、事務職の仕事紹介を受けるには人事管理部への別途手続きが必要となるが、登録者が芸能方面以外にも事務職業務も併せて希望する場合は、メディア事業部担当者へその旨を申し出ることにより事務職紹介も便宜を図られることができるものとする。

(本制度の終了)

第22条 本制度はメディア事業部の判断により終了することができる。その際は3カ月以上の期間をもって予めオフィスタの公式ホームページ等にて告知しなければならない。

(了解事項)

第23条 本制度によりスタープロモーションへ登録をする者、または登録申請を行った者は、本制度要綱に同意したものとみなされる。

所属制度要綱

(所属タレント)

第24条 登録者として活動の成果や能力・素質・熱意等が評価され、オフィスタ・メディア事業部の長から推薦を受けた登録者は当事務所に入所し、所属するタレントとして活動する権利を有する。なお、所属には互いに誓約を交わすことを要する。

(所属にかかる費用)

第25条 所属に費用負担は発生しないものとする。所属の維持に関しても費用負担は発生しないものとする。但し、本人の希望で有料のレッスン等を希望したり、有料の作成物等を希望した場合はその費用は本人が負担する場合がある。

(所属の有効期限)

第26条 所属の有効期限は原則設けない。但し、期間について特段の特約を結んだ者はこの限りではない。どちらか一方から解除の意思申し入れがあった場合に30日以上期間をもって退所とする。

(退所と情報の削除)

第27条 所属タレントがスタープロモーションの退所を希望する場合は、メディア事業部の長へ退所の理由を付して許可を得る必要がある。

- (1)原則、退所は自由であるがスポンサー契約などスタープロモーション及びメディア事業部の経営上・事業運営上の不利益が見込まれる場合は相当の期間を経たうえでなければ退所はできないものとする。また、期間契約を交わした業務の遂行途中の場合での退所はできないものとし、退所が原因で当社が損害を被った場合はその損害は退所者が負担しなければならない。
- (2)退所理由に虚偽がある場合はメディア事業部の長は退所を却下する場合がある。
- (3)退所理由が同業事務所への移籍である場合、その事務所の紹介・斡旋にスタープロモーションが関係している又は本事務所の作品出演等が評価されてのスカウトの場合は移籍手続きにはスタープロモーションを通じて行わなければならないものとする。
- (4)退所を許可された者は、所属を証する配布物等を返却するものとする。退所者が登録時に提供した情報を一定期間は当社にて管理しなければならないため、通常登録者が行う情報削除の手続きとは異なる。情報削除の時期はメディア事業部の長が都度定める。
- (5)退所者は、再度スタープロモーションへの登録または所属タレントになることはできないものとする。但し、メディア事業部の長が許可した場合は例外とする。

(所属タレントが得られる権利)

第28条 所属タレントは、登録者が得られる権利は全て享受する。その他に所属タレントのみが限定して以下の権利を得られるものとする。

- (1) スタープロモーションの所属タレントであることの身分を付され、その旨を対外的に口外することができる。また、スタープロモーションによってその身分の事実の証明を受けることができる。
- (2) メディア関連・芸能等関連の仕事を希望するものとしてスポンサー企業の紹介を受けることができる。
- (3) メディア関連・芸能等関連の仕事の紹介や斡旋を優先的に受けることができる。または、オーディションを免除される場合がある。
- (4) メディア関連・芸能等関連の仕事を希望する者としてプロモーション（宣伝）を受けることができる。
- (5) その他、メディア関連・芸能等関連に関する情報提供及び支援を受けることができる。

（スポンサー企業の紹介または斡旋）

第29条 前28条(2)により、所属タレントはスポンサーの紹介または斡旋を受けることができる。スポンサー企業とは当該所属タレントへの仕事依頼等の支援を中心とする後援活動を希望する企業をいい、スタープロモーションとスポンサー契約を締結した企業に限られる。

- (1) スポンサー企業はスタープロモーションへ人材紹介料を支払うことにより当該所属タレントの紹介を受けることができる。
- (2) 所属タレントはスポンサー企業より仕事の依頼、紹介、斡旋を受けることができる。仕事の受諾の有無、諸条件の交渉は所属タレントの意思により決定するものとし、スタープロモーションは原則介入しないものとする。
- (3) 所属タレントとスポンサー企業の間で交渉され決定した仕事の契約等については当事者間で行うこととし、スタープロモーションは権利・義務に関与しないものとする。
- (4) 上記の場合、スタープロモーションが紹介または斡旋したスポンサー企業を経由して所属タレントが仕事を受注した場合、その際の仕事のギャランティに事前に定めた料率額をスタープロモーションに寄金するものとする。
- (5) 所属タレントとスポンサー企業の間での交渉・契約・取り決め等が困難な場合、スタープロモーションを仲介人とすることができる。その場合は、所属タレント本人が事前にメディア事業部の長へその旨相談することとする。

（仕事の優先的な紹介・斡旋）

第30条 前28条(3)により、所属タレントは登録者よりも優先的に仕事の紹介や斡旋を受けることができる。または、一般公開されていない非公開案件の情報提供や、審査オーディションを特別に免除される場合がある。但し、すべてスタープロモーションが審査・人選の決定の権限を有するものに限定される。

（プロモーションの支援）

第31条 前28条(4)により、所属タレントはメディア関連・芸能等関連の仕事を希望する

者としてプロモーション（宣伝）を受けることができる。WEB等の公衆の面前へのプロモーション活動の支援を主とし、原則所属タレントに費用負担は発生しないものとする。

（所属タレントのマネジメント）

第32条 所属とは、スタープロモーションに在籍し前28条の権利の提供を受ける関係性のことをいい、労働雇用や労使関係を指すものではない。よって、スタープロモーションは所属タレントの直接的な業務上の密なマネジメントは行わないものとする。

また、前29条(4)に定めた場合を除き、スタープロモーションと所属タレントの間で一切の金銭授受関係はないものとする。

（所属タレントの義務）

第33条 所属タレントは以下の事項を行う義務を負う。

- (1) 公衆に視聴される職に就く立場であることを自覚し、日頃から女性らしさを意識し、華やかな振る舞いに努めなければならない。
- (2) スタープロモーションが紹介または斡旋したスポンサー企業との仕事の受注報告は、内容に虚偽なく速やかに適宜滞りなくメディア事業部の長に報告しなければならない。
- (3) スタープロモーションまたは当社との連絡手段を確保し、円滑な連絡が常時とれる体制を整備しなければならない。
- (4) メディア関連・芸能関連での活動を引退または休業や事務所移籍による退所を検討している者は、極力相当期間をもって早期にメディア事業部の長に相談し指示を仰がなければならない。
- (5) 不純な異性関係およびスキャンダルによりスタープロモーションの品位を下げるような行為は禁止とし、該当の危険性があると判断した者は早期にメディア事業部の長に相談し指示を仰がなければならない。

（所属の拒否および抹消）

第34条 所属の前後に以下のような行為が認められ、所属することが又は所属していることがスタープロモーションにとって不利益なタレントと判断されたときは、所属の拒否または抹消を行う場合がある。

なお、所属を拒否または抹消された所属タレントは、当社に対し異議申し立てはできないものとする。

- (1) 品性品格を欠いている場合
- (2) ルール違反やマナー違反があった場合
- (3) 礼儀や礼節が欠如している場合
- (4) 犯罪行為など悪質な行為が判明または発覚した場合
- (5) 不適正者として当社にイメージダウンや不利益になる場合

- (6)連絡不通・音信不通で所属していても今後やり取りができないと判断した場合
- (7)仕事紹介等に関して関心や反応がなく芸能に関する活動意欲がないと判断した場合
- (8)激しいクレーマーであると当社が判断した場合
- (9)当社への誹謗中傷を行いイメージ失墜させる行為をした場合
- (10)一度所属して自ら退所した履歴がある場合
- (11)一度登録または所属して、当社の判断で登録または所属を抹消または拒否された履歴がある場合
- (12)暴力団関係等に所属している、又は深く交流関係がある、又は所属している親族がいる場合
- (13)不純な異性関係およびスキャンダルによりスタープロモーションの品位を下げるような行為があった場合
- (14)正当な理由が無く本制度要綱に反した行為をした場合、又は本制度の趣旨に反する不誠実な行為を行ったとメディア事業部の長が認めた場合
- (15)その他当社が強制的に退所させるべき又は所属抹消すべきと判断した場合

(退所に掛かる損害の補償)

第35条 前34条の事項に該当し、退所または抹消等された原因が所属タレント自身にある場合、スタープロモーションは退所および抹消等によって発生した所属タレントの損害損失を補填しないものとする。また、退所によりスタープロモーションに損害損失を発生させた場合は、その損害は所属していたタレント自身が賠償しなければならないものとする。

(本制度の終了)

第36条 本制度はメディア事業部の判断により終了することができる。その際は3カ月以上の期間をもって予めオフィスタの公式ホームページ等にて告知しなければならない。

(了解事項)

第37条 本制度によりスタープロモーションへ所属をする者は、本制度要綱に同意したものとみなされる。

附則

本制度は、令和2年8月1日から施行する。

本制度は、令和4年5月1日に一部改正した。

本制度は、令和5年1月1日に一部改正した。

本制度は、令和6年8月1日に一部改正した。

<< 参考：登録と所属の違い >>

| | | スタープロモーションへ 『登録する』 | スタープロモーションへ 『所属する』 |
|-----------------------|---------|--|--|
| 対 象 者 | | 原則どなたでも申請できる | ①登録者であること ②メディア事業部長から推薦を受けた者 |
| 審 査 | | 選考合格者のみ | 推薦のみ |
| 費用負担 | 登録料や入会金 | なし | なし |
| | レッスン料など | なし | なし |
| | 月謝や年会費 | なし | なし |
| | その他係る費用 | なし | なし |
| お仕事情報のメール配信 | | あり | あり |
| お仕事への応募エントリー | | 一般応募者として可能 | 所属タレント枠で応募可能 |
| オーディション優遇 | | なし | ①原則、優先的に仕事受注できる ②オーディション免除の場合あり |
| 社会的に与えられる身分 | | なし | タレントの身分が付与される |
| タレント証明（名刺等） | | なし | 発行（希望者のみ有料で作成） |
| 芸能活動専用のメアド | | なし | 発行（希望者のみ無料で作成） |
| プロフィール公開や紹介 | | なし | WEB公開対応 |
| スポンサー発掘と紹介 | | なし | 紹介制度あり |
| マネジメント | | なし | 原則なし |
| ギャラ割増し | | なし | 一部あり |
| 非公開案件の紹介 | | なし | あり |
| 退 会 | | 自由 (但し再登録不可) | 制限あり (スポンサーがいる場合) |
| 更 新 | | 不要 (自動更新) | 不要 (自動更新) |
| 他芸能事務所等への二重在籍 | | 可能 | 原則不可 |
| ポイント/要点 スタープロとの関係性 | | 登録することで、 ①一般募集の仕事に応募できる ②仕事情報メールが受けられる ③所属タレントへのアップグレード ④登録者と情報提供者の関係性 | 所属することで、 ①タレント身分の取得 ②仕事斡旋・スポンサー紹介 ③プロモーション（宣伝）支援 ④芸能事務所とタレントの関係性 |